

独立行政法人男女共同参画機構法案に対する修正案

独立行政法人男女共同参画機構法案の一部を次のように修正する。

附則に次の一条を加える。

(検討)

第十一条 政府は、この法律の施行後三年以内に、機構の業務の実施状況その他この法律の施行の状況を勘案し、機構の組織及び業務の在り方について、独立行政法人として存続させることの適否を含めた検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。